オマーンにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	通関での製品のシリアル番号データ要求	・貨物の通関のために、オマーン税関より貨物ごとに製品のシリアル番号データが要求される。シリアルナンバーは補足として各インボイスにも記載が必要。オマーン税関はこの規則を施行しているものの、公式の官報は発行されていない。 この規則は、荷送人とオマーンの輸入業者のコストと事務作業も増加させている。 (継続)	・新規制の導入時は公式文書を発行して欲しい。	・Related to customs law
16	雇用	日機輸	(1)	オマニゼーションによるビザ発給制限	・EXPATの職種・タイトルに応じてビザ発給を制限してきたが、その範囲は拡大、運用も厳格化。新規発行も更新も同様の基準で審査される為、現行のスタッフを継続雇用することが困難。オマニゼーションへの貢献に応じて、国営企業との実ビジネスでも優劣がつくこともある。 (継続)	・国の方針なので、仕方ないとは思うが、更新に対する基準緩和、もしくは時間的な猶予措置。	・労働法 ・勅令 ・省令
		日機輸	(2)	オマニゼーション	・オマーン人の雇用機会創出のため、企業ごとにオマーン人雇用率が定数的に決められている。今のところ大きな問題にはなっていないが、将来的に人員を増やす場合、あるいはオマーン人を解雇する場合、問題が発生する可能性大。 (継続)	・個別交渉以外に解決策なし。	・労働法及び個別運用に拠る
		日機輸	(3)	給与の高騰	・従業員は毎年基本給を3%昇給させることが決まっており、コスト増に繋がる。 (継続)	・交渉の余地無し。	・労働法
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	不合理な製品安全規制	・2021年12月5日にオマーンが適合スキーム技術規則を発効。当初は2022年6月5日から第1ステージ3品目の運用を開始すると告知があった。 －技術規則の発行から当初発表された運用開始日までの日数が短く、対応が困難であった。申請、登録のための電子システムや認証機関の認定など当局側の受け入れも整備されていないと思われる。 －1st Stageについては2022年12月5日まで施行が延期されたと考えられるが、当局からの正式なアナウンスがない。 －2nd、3rd Stageについての施行日と対象品目が明確でない。(2022年5月の当局の説明会では2nd Stageが2023年1月1日から、3rd Stageが2024年1月1日から施行と説明があった。) －規制情報に関してアラビア語のみで発行される。	・通達から施行日までの十分な準備期間の検討。 ・2nd, 3rd Stageについて施行日と品目の明確化。 ・各Stageにおいて猶予期間の設定。 ・規制情報についてはアラビア語と英語両言語での発行。	・Omani Type Examination Certificate for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances
		日機輸	(2)	オマーン適合スキームの導入	・オマーン適合スキーム(LVTR－低電圧機器技術規格)が掃除機、洗濯機(容量10kg未満)、食洗器の3つの商品カテゴリーに適用される。EMC試験報告書の提出が要件の一つとなっているが、現在、その他の中東諸国ではEMC試験報告書の提出は要求されていない。 EMC試験報告書の要求は、製造業者にとって新たな負担で、オマーン向け商品導入の障害になっている。	・オマーンDGSM(規格・計量局)は、EMC試験報告書の提出を撤廃してほしい。	・Related to product regulation ・製品規格に関する制度

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	PPP案件における上場義務	・官民共同案件において設立した特別目的子会社(SPC)の上場義務により、大々的な株主総会の開催、上場に絡む各種手続きが発生する上、配当金額も案件出資には予想しにくい。 (継続)	・当該規定が、投資へのハードルを上げていることを理解してほしい。	・商業会社法

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。